

下水道に関する相談と連絡先

お客さまとの 連携強化

浸水などで「下水道」に関する相談、お問合わせについては、各地域を所管している下水道事務所へご連絡ください。

- 大雨によりマンホールから水が出ている
- マンホールのふたが壊れたり、外れている
- 下水の流れが悪い（詰まっている）
- マンホールから臭気がある

下水道に関すること
なら何でも結構です **下記へご連絡ください**

所管事務所		電話番号
千代田区 中央区 港区（台場地区を除く） 渋谷区	中部下水道事務所	3 2 7 0 - 8 3 1 7
文京区 台東区 豊島区 荒川区	北部下水道事務所	5 8 2 0 - 4 3 4 1
墨田区 江東区 港区（台場地区） 品川区（東八潮地区） 大田区（令和島地区）	東部第一下水道事務所	3 6 4 5 - 9 6 4 1
足立区 葛飾区 江戸川区	東部第二下水道事務所	5 6 8 0 - 1 2 6 8
新宿区 中野区 杉並区	西部第一下水道事務所	5 3 4 3 - 6 2 0 0
北区 板橋区 練馬区	西部第二下水道事務所	3 9 6 9 - 2 3 1 1
品川区（東八潮地区を除く） 目黒区 大田区（令和島地区を除く） 世田谷区	南部下水道事務所	5 7 3 4 - 5 0 3 1

休日・夜間の連絡先 | 休日・夜間についても上記の電話番号に連絡してください。

下水道局の協力店です！



お気軽にご相談下さい！

宅地内の排水管等（以下「排水設備」）の工事を行う際は、東京都指定排水設備工事事業者として指定を受けているお店でないと行えません。なお、排水設備に関してお困りの方は、左記のシンボルマークを掲示している「排水なんでも相談所」へご相談ください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

下水道に関する情報は、ホームページでもご覧になれます。

東京都下水道局

検索

270

VEGETABLE

リサイクル

令和6年度
規格表第4類
登録第2号
令和6年5月発行

半地下家屋・地下室に ご用心！！

最近、突然の豪雨で、
半地下家屋・地下室の
被害が増大しています。



東京都下水道局

半地下家屋、地下室では 浸水被害に十分なご注意を！

半地下家屋、地下室では、

- 道路面から建物に、雨水が流れ込みやすく、浸水するおそれがあります。
また、流れ込んだ水圧によりドアが開きにくくなり危険です。
 - ・浸水のおそれがあるときは、半地下部などへ入らないようにしてください。
 - ・浸水防止のための土のう、水のう、止水板などを準備してください。
- 豪雨時に下水道管内の水位が上昇することにより、道路面より低い場所にトイレや風呂場などがあると、下水が逆流する場合があります。
 - ・汚水用排水ポンプ槽などを設置し、下水が逆流しない構造にしてください。

○東京都下水道条例施行規程第5条では、「地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない」と規定しています。

【詳細については下水道局にご相談ください】

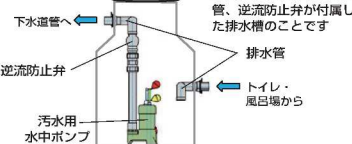
半地下家屋とは？

○建築基準法では、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものを、地階と定めています。これに該当しないものは、一般的に半地下と呼ばれています。



②下水道管からの逆流防止対策

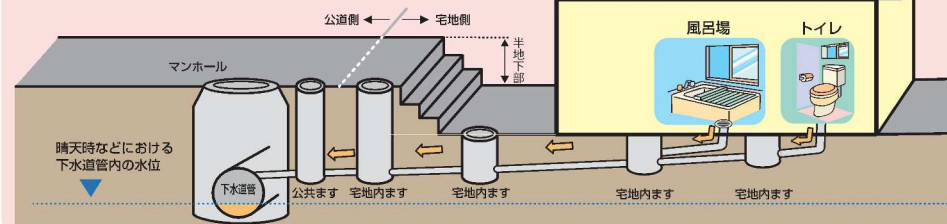
汚水用排水ポンプ槽



○汚水用排水ポンプ槽とは、汚水用排水ポンプ、排水管、逆流防止弁が付属した排水槽のことです

晴天時などの排水状況

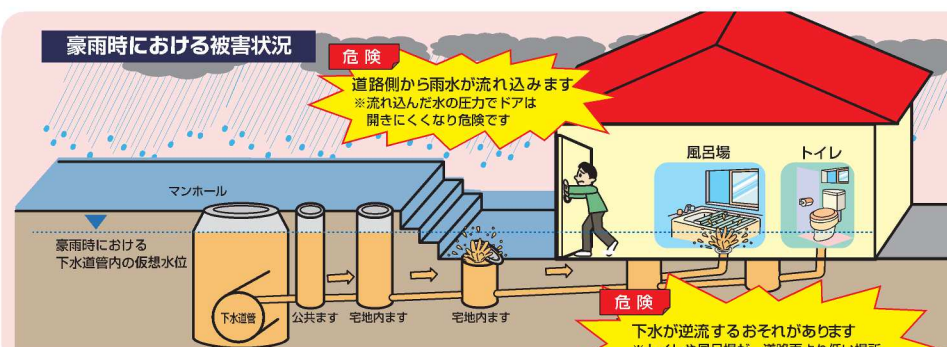
晴天時などは、トイレなどで使った水は自然流下で下水道管へ排水されます



豪雨時における被害状況

危険

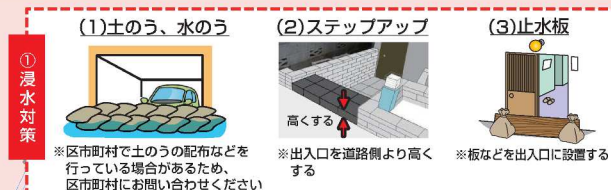
道路側から雨水が流れ込みます
※流れ込んだ水の圧力でドアは開きにくくなり危険です



危険

下水が逆流するおそれがあります
※トイレや風呂場が、道路面より低い場所にあると下水が逆流する場合があります
※下水が逆流すると、トイレやお風呂を使用できなくなる場合があります

豪雨時の対策



① 浸水対策

(1)土のう、水のう

(2)ステップアップ

(3)止水板

※区市町村で土のうの配布などを行っている場合があるため、区市町村にお問い合わせください

※出入口を道路側より高くする

※板などを出入口に設置する

